

やまがた緑環境税条例の可決に係る附帯決議

本県は、草木塔に代表されるような自然との共生の文化を培ってきたが、農山村地域の過疎化や輸入木材の増加、さらには化石燃料に依存した生活様式への変化などにより林業の長期不振を招き、管理放棄される森林が増加するなど、このままでは森林の公益的機能など様々な働きが低下して、県民生活への大きな影響が懸念されている。

こうした中、今般、知事より、森林の有する県土保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、「やまがた緑環境税条例案」が提出され、県民税の均等割の税率を個人にあっては1,000円に、法人等にあっては均等割の税率に100分の10を乗じた額を加算した額にすることが提案されたところである。

本県の森林を県民共有の財産と捉え、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を担保し、森林を健全な姿で未来に引き継ぐ必要性は十分に理解するものである。

しかしながら、制度の趣旨や税収の使途等について県民への周知が必ずしも十分とは言えず、また、民有林の整備等について、納税者や私費で森林保全に努めてきた所有者に不公平感が生じるおそれがあり、具体的に事業を進める上でも十分な準備を整えていかねばならない。

よって、本県議会は、「やまがた緑環境税条例案」を可決するに当たり、下記のとおり強く求める。

記

- 1 「やまがた緑環境税」の趣旨や税収の使途等、制度全体の仕組みを県民にさらに周知すること。
- 2 民有林の整備等については、森林所有者や地域住民との合意形成等準備に万全を期すとともに、納税者や森林所有者に不公平感が生じないような措置を講じること。
- 3 具体的な事業の実施に当たっては、準備期間を十分確保するなど万全を期すとともに、制度全体の仕組みを適宜検証すること。

以上、決議する。

平成18年12月15日

山形県議会